

議案第6号 東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例及び東郷町特別職の職員で常勤の者 の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

討論一覧(討論順掲載)

反対討論 山下茂 議員

今回の議員報酬条例、特別職給与条例の額引き上げの理由を「人事院勧告に準じて」としてありますが、その人事院勧告では国家公務員の事務次官など上級職員に適用される指定職俸給表は据え置かれています。本町のケースに当てはめると、町長以下三役の特別職がこれに該当するものと考えられますが、なぜ特別職の給与を引き上げる必要があるのか。実際本町においても一般職 20 代、30 代は給与が引き上げられている反面、係長級以上の 40 代、50 代の給与は据え置きとなっており、特別職だけ上げることに関して十分な説明の上で理解が得られているとは思えない。特別職報酬審議会の答申を尊重するという事は理解できるが、委員の中にも据え置きを主張する複数の意見もあり、今回のような人事院勧告の場合に報酬審議会の答申は「引上げ」だったけれども、係長級以上は据え置かれたのだから自分たちも据え置くという大所高所からの判断がなぜされなかったのか。

賛成討論 門原武志 議員

議員は公務員の共済には加入できず退職金もないため、生計を将来にわたって維持するためには今の報酬は十分とは言えない。近隣市で議員の報酬がいちばん安いみよし市より約 10 万円安いのが、政令市や都道府県は別として、同じ生活圏で活動している議員で、これほど差があることについて、合理的な理由は見出せない。議員のなり手不足という話を聞く。なり手不足の原因には、公務員の兼職禁止規定や、会社員は公務のための休暇が認められにくいことなどの問題もあるが、報酬の水準も原因の一つだ。みよし市などと同等になるまでは、議員の報酬の引上げについて、特別職報酬等審議会の答申を尊重し賛成する。なお、町長については、共済制度があり退職金もあるなど議員とは事情は異なるものの、近隣市と比べて給料が高額ではないことから賛成。特別職報酬等審議会の答申に従うことは、パフォーマンスによる報酬引下げや、お手盛りの増額を防ぐ意義もある。